

# 市民活動支援センター基本方針

---



令和 7 年 2 月

角 田 市

## 【目次】

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. 市民活動支援センターの設立目的 . . . . .          | 1  |
| 2. 市民活動支援センターの位置付け . . . . .          | 2  |
| 3. 本市における市民活動の現状 . . . . .            | 3  |
| 4. 宮城県内における市民活動支援センターの設置状況等 . . . . . | 7  |
| 5. 宮城県内における市民活動の支援状況等 . . . . .       | 12 |
| 6. 市民活動支援センターの機能 . . . . .            | 14 |
| 7. 市民活動支援センターの施設 . . . . .            | 16 |
| 8. 市民活動支援センターの運営体制 . . . . .          | 17 |
| 9. 市民活動支援センターの利用登録制度 . . . . .        | 19 |
| 10. 市民活動支援センターの推進体制 . . . . .         | 20 |

## 1. 市民活動支援センターの設立目的

「まち」は市民の暮らしの基盤であり、その基盤をより良いものとする活動が、まちづくりであると言えます。そして、本市を支える市民及びその市民の活動は、まちづくりの根幹をなす財産です。即ち、まちづくりの主役は市民であり、多様な主体が連携・協力して推進されるものです。

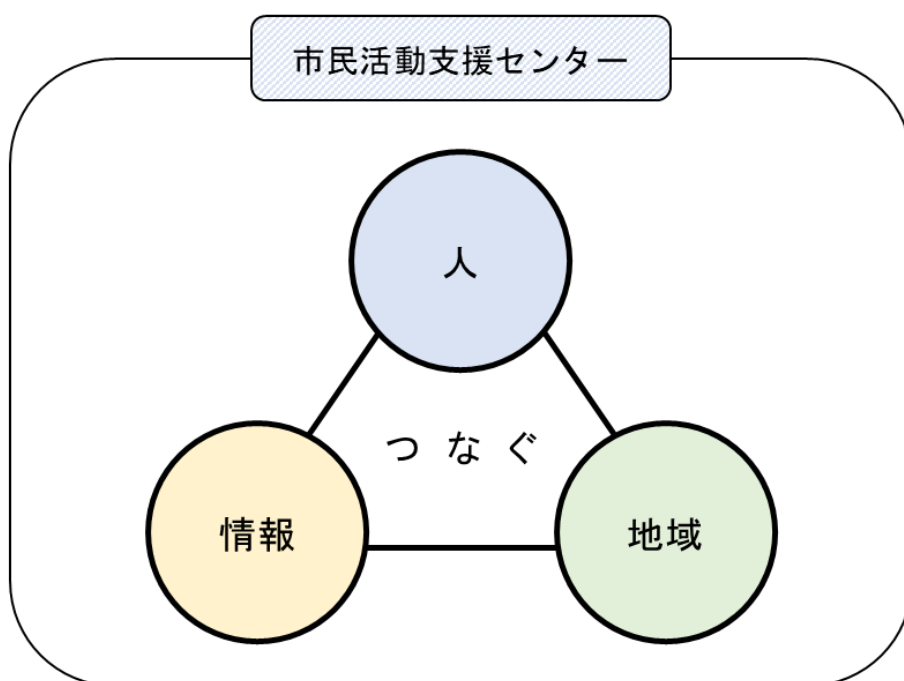
本市では、市民力咲き誇るまちづくりの実現を目指し、市民と行政の協働のまちづくりの推進を目的として、市民の自主的かつ自発的に行う営利を目的としない公益的な活動の支援を推進します。

そのためにも、「市民力を発揮できる環境づくりの推進」を基本理念に掲げ、「人とつなぐ、情報とつなぐ、地域とつなぐ」をキーワードに、多様な主体による市民活動のステップアップのための支援や活動しやすい環境づくりを行い、市民活動を促進するために「市民活動支援センター」を設立します。

### 市民力咲き誇るまちづくり

～市民力を発揮できる環境づくりの推進～

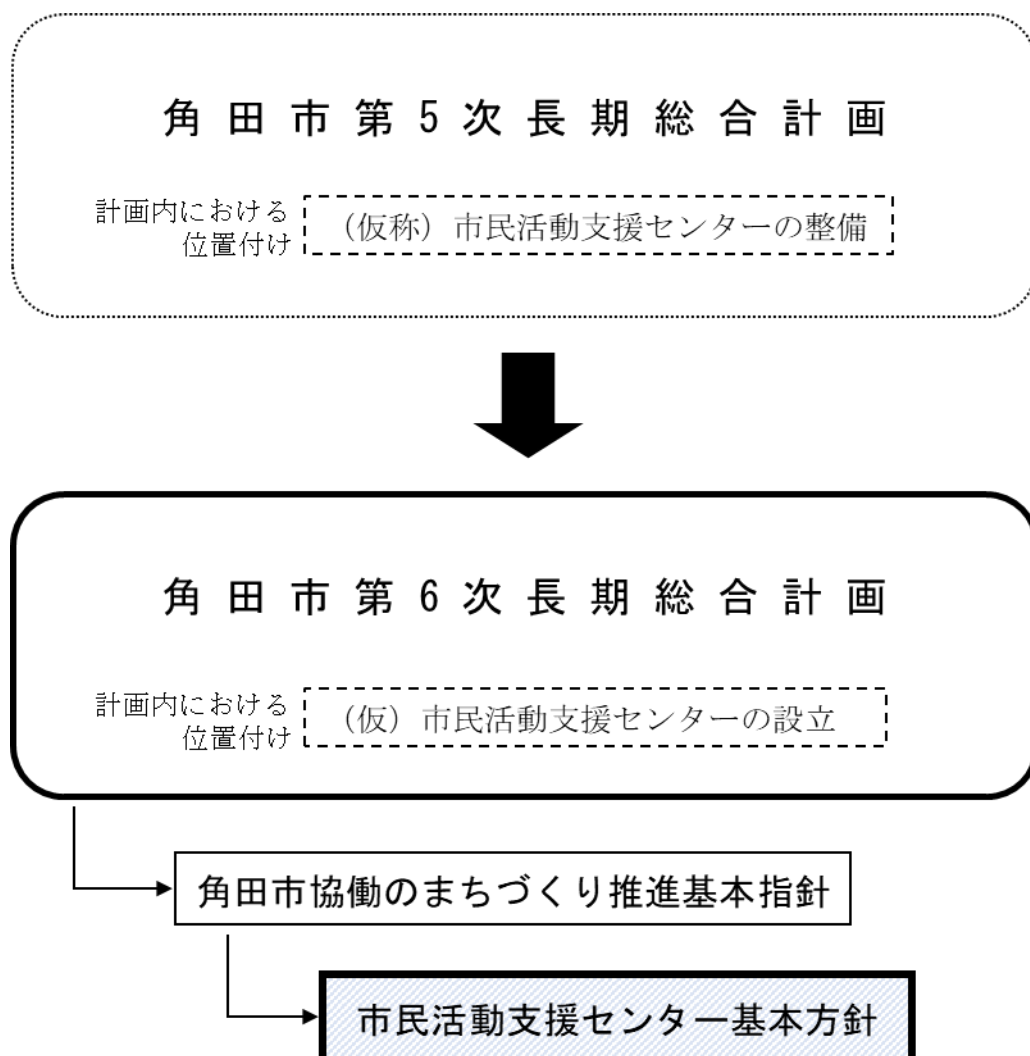
実現のために



## 2. 市民活動支援センターの位置付け

平成 23 年に策定された角田市第 5 次長期総合計画では、「基本計画 第 1 章 人が集い賑わいのあるまち 第 1 節 協働によるまちづくりの推進 (2) 市民活動団体の支援」において、②市民活動拠点の整備として「(仮称) 市民活動支援センターの整備」と位置付けられました。

その後、令和 4 年に策定した角田市第 6 次長期総合計画においても「第 2 部 第 4 章 まちづくり 第 1 節 市民力を活かしたまちづくり 第 1 項 住民自治による地域づくり」の中で、地域コミュニティの維持・活性化を図るために改めて位置付けられ、併せて角田市協働のまちづくり推進基本指針にも位置付けられています。



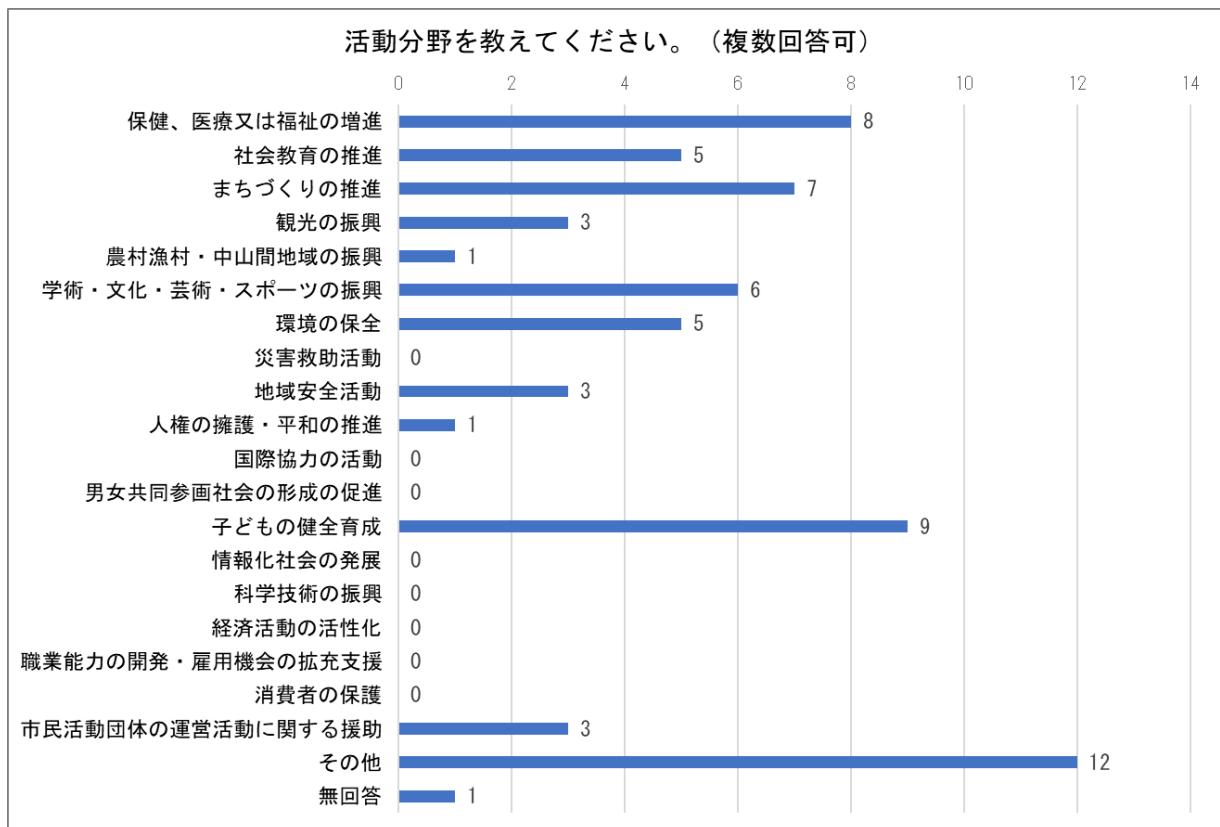
### 3. 本市における市民活動の現状

本市における市民活動の現状を把握するため、令和6年8月に、本市で活動している市民活動団体（31団体）を対象に「市民活動に関するアンケート調査」を行いました。

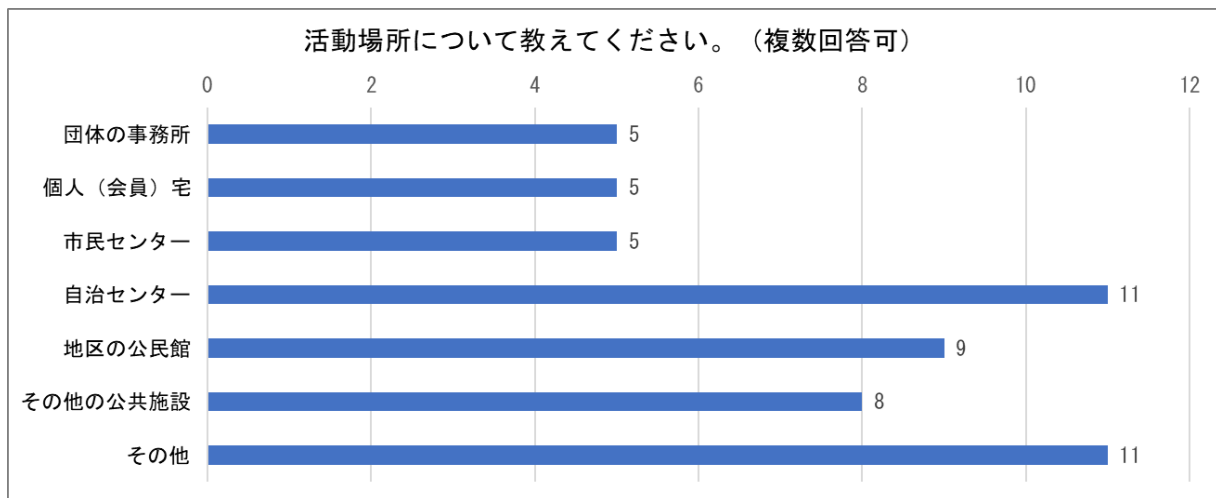
本市の実情に則した市民活動支援センターにするため、市民活動団体等のニーズ把握を目的に、引き続きアンケート調査等を実施していく予定としています。

調査結果については、次のとおりです。

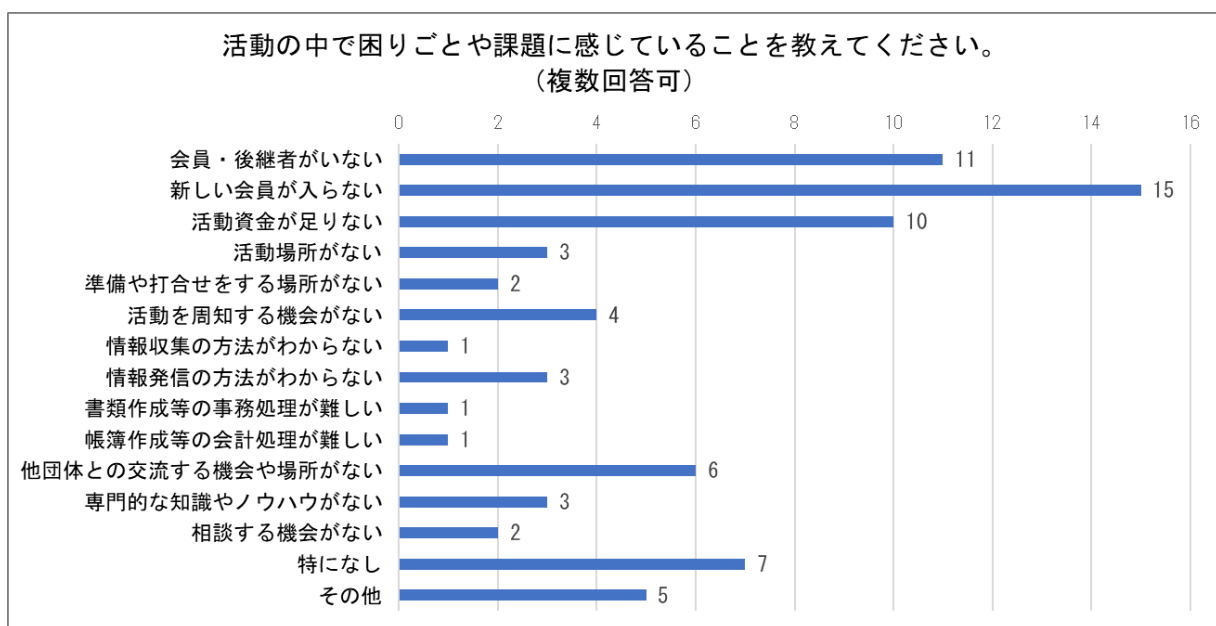
#### 【市民活動に関するアンケート調査結果一部抜粋】



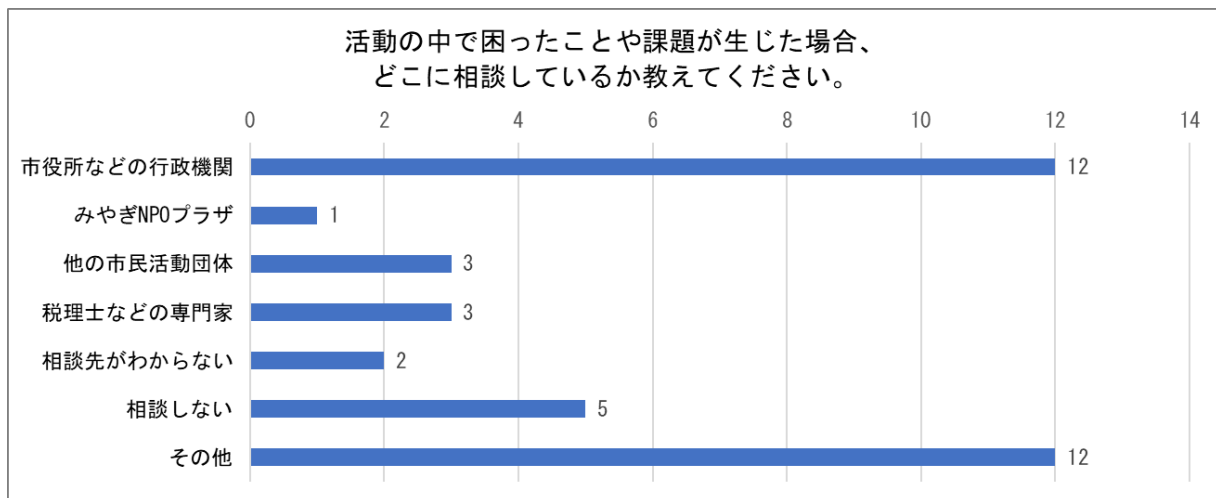
活動分野は多岐にわたっていますが、地域コミュニティの推進を目的に発足した団体が多いため「その他」の回答が多くなっています。



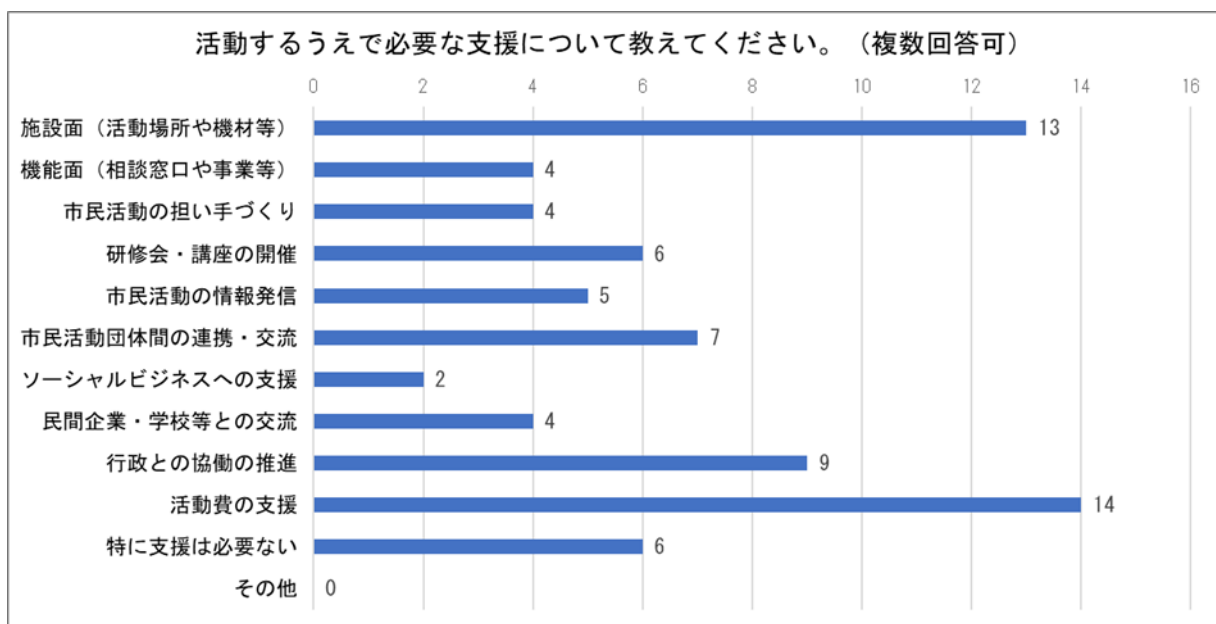
活動場所については、すでに自治センターや地区の公民館が担っており、一定程度確保できている状況であることがわかります。



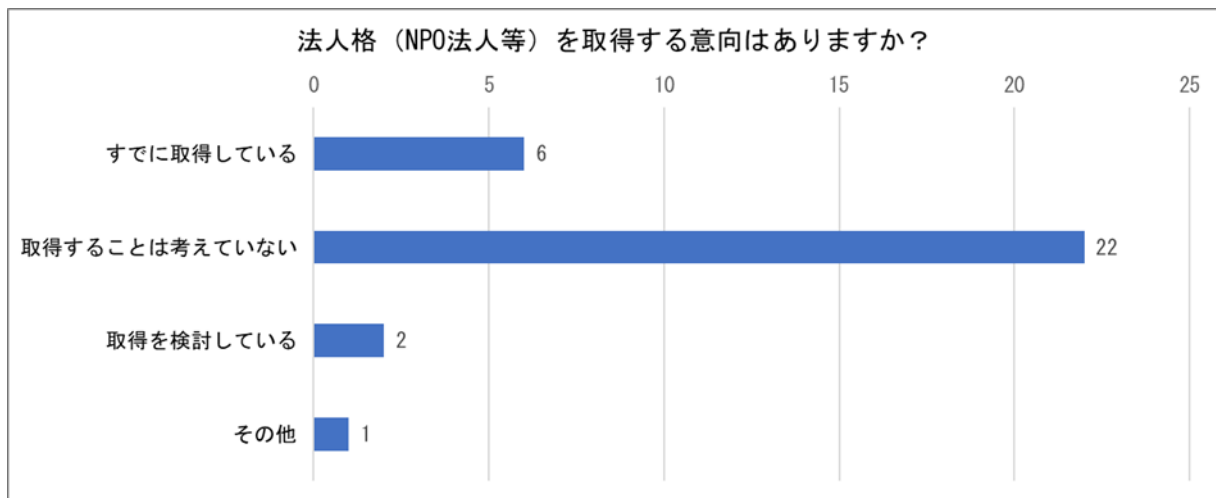
新しい会員や後継者が不足しているため、市民活動に関心のある市民を増やす仕組みづくりを行い、新しい会員の確保につなげていく必要があります。



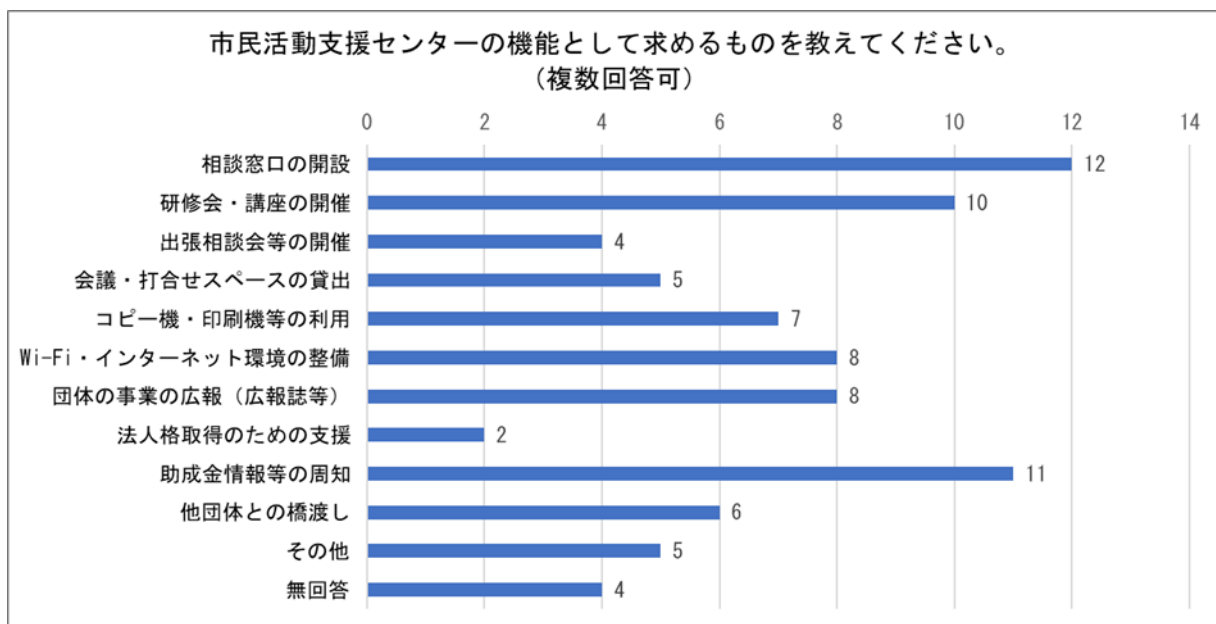
市役所などの行政機関に相談している団体も多くありますが、会員同士で相談することで課題を解決する体制を整えている団体も多数あります。



活動資金に困っている団体が多いため、助成金情報等を周知する必要があります。  
また、市民活動団体間の連携・交流に係るニーズもあるため、ネットワークの構築が求められます。



法人格を取得する意向がある団体も存在しているため、法人格取得までの支援を行える体制づくりが必要です。



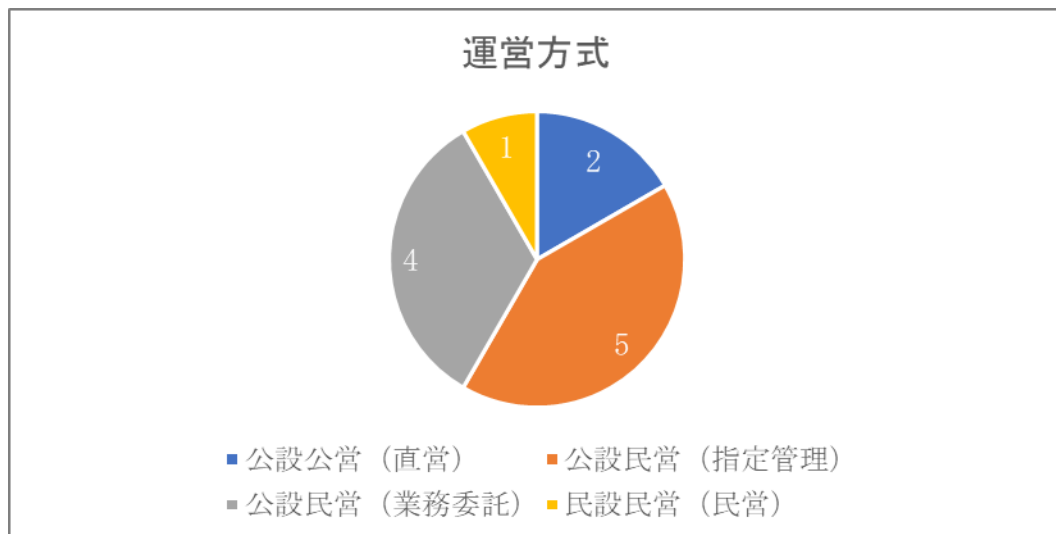
相談窓口を開設し、市民活動全般に関する相談対応を行う体制づくりが必要です。

#### 4. 宮城県内における市民活動支援センターの設置状況等

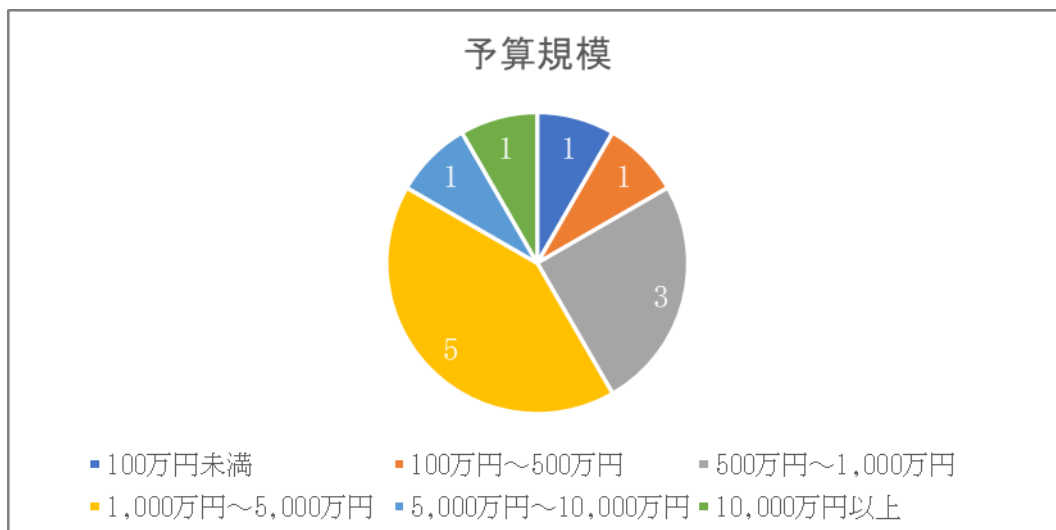
宮城県内の12市町において、市民活動支援センターが設置されています。各自治体の支援状況等を把握し、本市におけるセンターのあり方を検討するため、令和6年5月に「市民活動支援センター等実態調査」を行いました。

調査結果については、次のとおりです。

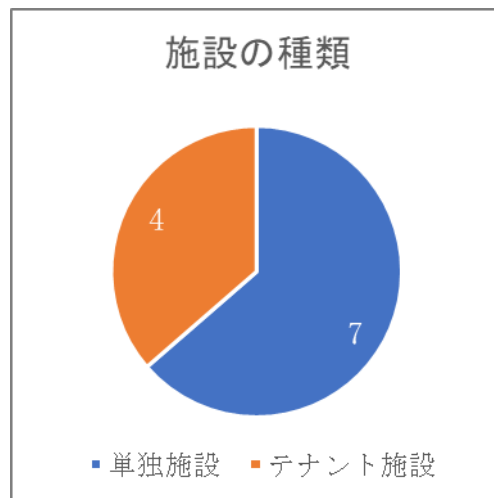
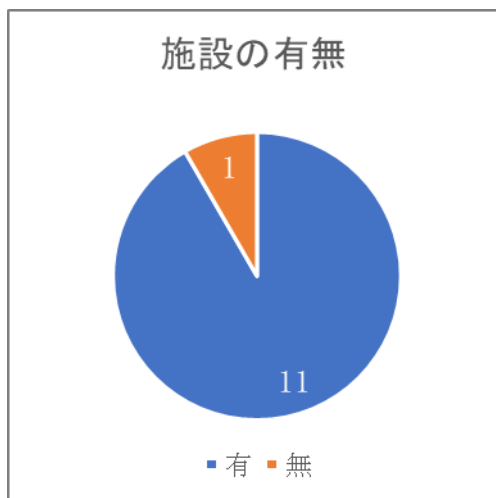
##### 【市民活動支援センター等実態調査一部抜粋】



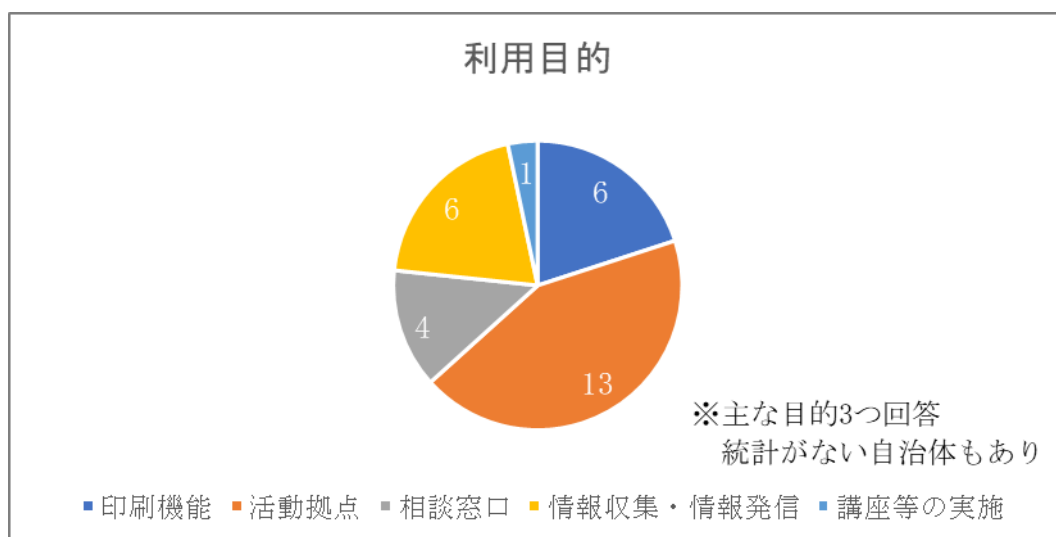
施設を有している自治体は主に公設民営で運営しています。



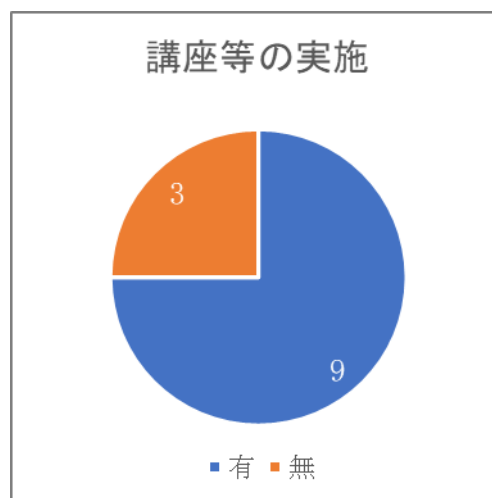
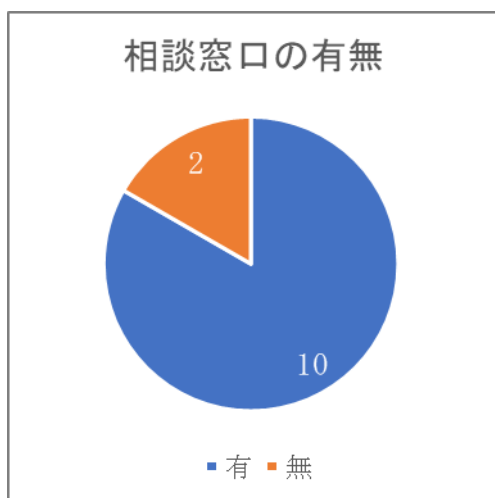
予算規模は自治体によって幅広くなっており、支援内容が充実している自治体及び施設を有している自治体の予算規模が大きい傾向にあります。



県内の自治体の大半が施設を有しており、単独で施設を有している自治体もありますが、テナント施設で設置している自治体も多くあります。



市民活動支援センターの利用目的は会議室や貸事務所等の「活動拠点」としての施設利用が多く、「印刷機能」を含め、主にハード面の利用が多くなっています。



施設の有無に関わらず、大半の自治体が相談窓口を開設しており、随時相談を行える体制づくりが行われています。

また、市民活動に係る人材育成を推進するため、講座等を実施している自治体も多くあります。

|                              | 抱えている課題 ※主なものを抜粋                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公設公営<br>(直営)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の異動などにより知識の積み重ね、スキルアップが継続的に行われない。</li> <li>・専門的な知識が必要な業務（助成金、団体運営）にあっては対応が難しい。</li> <li>・各種講座の受講者が少なく、施設への相談者も少ない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 公設民営<br>(指定管理<br>又は<br>業務委託) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響により、支援内容や支援方法も変化が求められている。</li> <li>・相談業務よりも会議室や設備活用等の施設管理のウェイトが大きくなっている。</li> <li>・活動方法が多様化しているため、多様なニーズに応える施設運営が必要である。</li> <li>・運営資金調達等の高度な支援についてどのように対応するかが課題である。</li> <li>・活動拠点として機能しているが、情報・交流については十分な利用状況ではない。</li> <li>・担い手不足や市民活動への関心の無さなど、課題は多い。</li> <li>・委託先におけるスタッフ体制や中間支援機能スキルが十分ではない。</li> <li>・利用者、登録団体が減少してきている。</li> <li>・ハード面の利用に偏向し、団体同士の連携や団体への支援が行われていない。</li> </ul> |

抱えている課題は運営体制によって様々であり、市民活動団体等が求めているニーズに対応できる体制づくりが必要になります。

●市民活動支援センター等実態調査結果表

| 市町村名  | 設置年度     | 運営方式           | 施設の有無 | 相談窓口 | 情報収集・<br>情報発信 | 講座等の<br>実施 |
|-------|----------|----------------|-------|------|---------------|------------|
| 仙 台 市 | 平成 11 年度 | 公設民営<br>(指定管理) | ○     | ○    | ○             | ○          |
| 石 巻 市 | 平成 14 年度 | 公設民営<br>(業務委託) | ○     | ○    | ○<br>(補助のみ)   |            |
| 塩 竈 市 | 平成 19 年度 | 公設民営<br>(業務委託) | ○     |      | ○             |            |
| 気仙沼市  | 平成 16 年度 | 公設公営<br>(直営)   |       | ○    | ○             | ○          |
| 白 石 市 | 平成 12 年度 | 民営<br>(補助金交付)  | ○     |      |               |            |
| 名 取 市 | 平成 18 年度 | 公設民営<br>(指定管理) | ○     | ○    | ○             | ○          |
| 多賀城市  | 平成 20 年度 | 公設民営<br>(業務委託) | ○     | ○    | ○             | ○          |
| 岩 沼 市 | 平成 30 年度 | 公設公営<br>(直営)   | ○     | ○    | ○             | ○          |
| 登 米 市 | 平成 25 年度 | 公設民営<br>(指定管理) | ○     | ○    | ○             | ○          |
| 栗 原 市 | 平成 21 年度 | 公設民営<br>(指定管理) | ○     | ○    | ○             | ○          |
| 大 崎 市 | 平成 18 年度 | 公設民営<br>(指定管理) | ○     | ○    | ○             | ○          |
| 柴 田 町 | 平成 23 年度 | 公設民営<br>(業務委託) | ○     | ○    | ○             | ○          |

令和7年2月時点

| 印刷機能 | 活動拠点 | 情報掲示板 | チャレンジ<br>ショップ | 団体情報<br>発信 | その他の機能<br>(備考)                   |
|------|------|-------|---------------|------------|----------------------------------|
| ○    | ○    | ○     |               | ○          | ・貸ロッカー<br>・レターケース<br>・その他備品貸出    |
| ○    | ○(※) | ○     |               | ○          | ※会議スペースのみ<br>・レターケース<br>・その他備品貸出 |
|      | ○    | ○     |               |            | ・展示スペース                          |
| ○    |      |       |               | ○          |                                  |
| ○    | ○(※) | ○     |               | ○          | ※会議スペースのみ<br>・貸ロッカー              |
| ○    | ○    | ○     | ○             | ○          | ・貸ロッカー<br>・レターケース                |
| ○    | ○    | ○     |               | ○          | ・貸ロッカー<br>・レターケース<br>・その他備品貸出    |
| ○    | ○    | ○     | ○             | ○          |                                  |
|      | ○    |       |               | ○          |                                  |
| ○    | ○    | ○     |               | ○          | ・貸ロッカー<br>・レターケース<br>・その他備品貸出    |
| ○    | ○    |       |               | ○          |                                  |
| ○    | ○    | ○     | ○             | ○          |                                  |

## 5. 宮城県内における市民活動の支援状況等

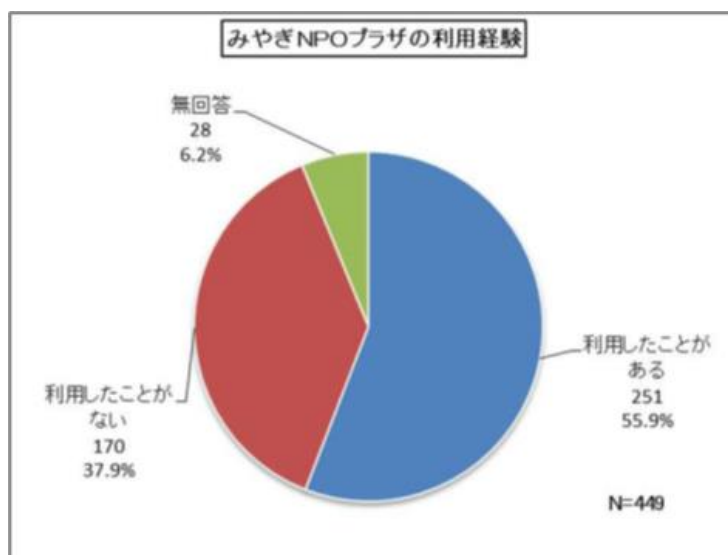
宮城県には県内の NPO 活動を総合的に推進するための中核機能拠点として『みやぎ NPO プラザ』が平成 13 年 4 月から設置されています。

『みやぎ NPO プラザ』では、NPO・市民・行政・企業など、多様な人と情報が活発に行き来し、NPO 等がよりよい成果をあげる活動支援をするため、さまざまな情報の受発信と場所の提供、出会いや学びの機会づくりに取り組んでいます。

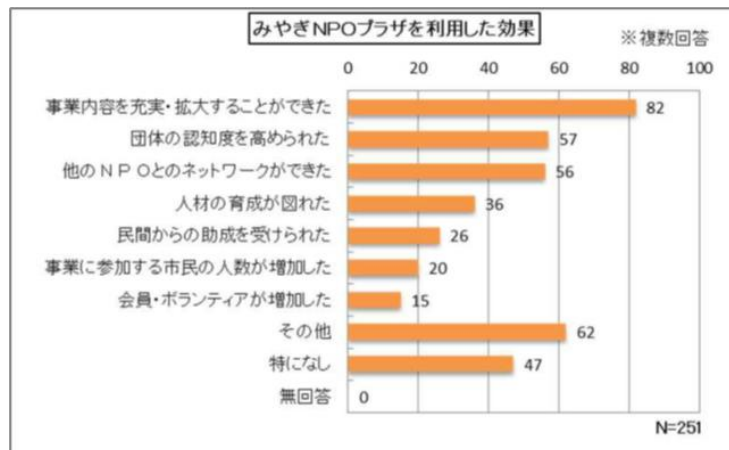
令和 5 年度には、宮城県に事務所を置く NPO 等を対象に、「宮城県 NPO 活動内容・意向調査」が実施されました。この調査では、みやぎ NPO プラザ及び県内の NPO 支援施設として宮城県内の市民活動支援センターの利用状況等についての調査も行われています。

調査結果については、次のとおりです。

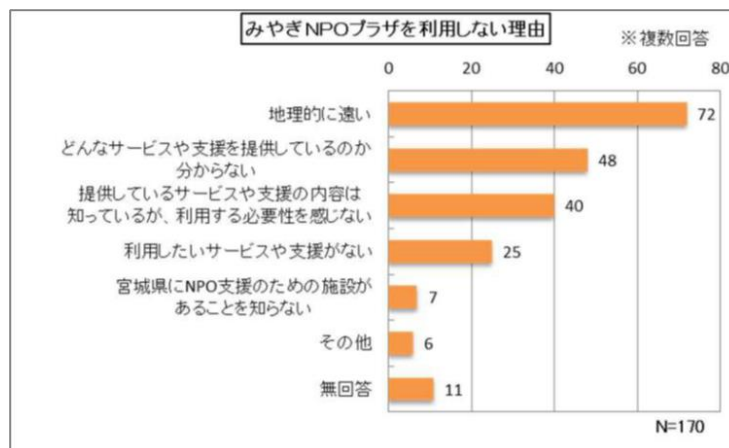
### 【宮城県 NPO 活動内容・意向調査結果一部抜粋】



中核機能拠点として幅広い支援を推進しているため、宮城県内に事務所を置く NPO 等の約半数が、みやぎ NPO プラザを利用した経験があると推測されます。



みやぎNPOプラザを利用した主な効果として、専門性の高い支援を受けることで、団体の継続及び発展に繋がっていると考えられます。



仙南や仙北地域の団体は、みやぎNPOプラザが地理的に遠いことが、利用しない要因と考えられます。



県内の市民活動支援センターの利用経験は決して高くないため、施設整備を行ったとしても利用実績は伸びにくいと推測されます。

## 6. 市民活動支援センターの機能

市民活動に関するアンケート調査、市民活動支援センター等実態調査及び宮城県 NPO 活動内容・意向調査の結果を受け、市民力を発揮できる環境づくりを推進するため、次の機能を備えた市民活動支援センターを設立します。

### (1) 相談窓口機能

市民活動団体等が抱えている不安や悩みの解消、活動に伴う庶務事務に関する総合的な支援を推進するため、相談窓口を開設します。

また、積極的に出向いて活動に参加しながら気軽に相談できるような顔の見える関係を構築します。

### (2) 人材育成機能

市民活動に必要な知識やノウハウの取得、市民活動への参加意識の醸成を図るための研修会や講座等を開催し、まちづくりを担う人材の育成及び発掘に取り組みます。

また、市民活動支援センターの職員についても、日々の活動を支援する上で、必要とされる知識を習得するとともに、職員自身の自己研鑽に努めます。

### (3) 情報収集・発信機能

市民活動団体等の活動や事業等に積極的に出向き、実際に活動に参加しながら情報収集に努めます。

その後、収集した情報を基に情報誌の作成や SNS 等を活用した情報発信を行い、市民活動団体等と日常的・継続的に情報共有に努めます。

また、活動費の支援を推進するため、企業等から発信されている助成金情報を収集し、利用可能な団体へ情報発信を行います。

### (4) 交流・ネットワーク機能

市民活動団体間での活動分野を越えたネットワーク構築を目指し、定期的な交流の場を設け、団体間の交流の活性化を図ります。

また、同じ悩みや課題を抱えている団体同士が、情報を共有することによって、解決策を見出すことができるようなきっかけづくりを行い、団体の継続及び発展につなげていきます。

### (5) 法人設立支援機能

市民活動団体等が法人格を取得することで、活動の継続性や安定性、組織力の向上が図られることから、法人格取得の意向がある団体からの相談に応じ、法人設立までの支援を推進します。

## 市民活動支援イメージ図



### 市民活動支援センターの役割

#### 市民活動支援センター



#### 【相談窓口】

(あらゆる主体の市民活動に係る総合的な相談窓口)

#### 【人材育成】

(市民活動に必要な知識やノウハウを醸成)

#### 【情報拠点】

(市民活動のシンクタンク機関)

#### 【交流拠点】

(人・情報・地域をつなぐ中間支援)

#### 【法人設立】

(法人格取得までの支援や持続可能な団体運営支援)



専門スタッフが対応します！

### 『主体別の受けられる支援』

#### 市民

- 参加できる活動がわかる。(地域活動、ボランティア、イベント等)

#### 市民活動団体

- 他団体の情報がわかる。
- 団体運営のコツがわかる。
- 違う分野の団体と連携できる。
- 助成金の情報が得られる。

#### 企業等

- 市民活動団体と協働でイベント等ができる。
- 地域の人とつながる機会が増える。

## 7. 市民活動支援センターの施設

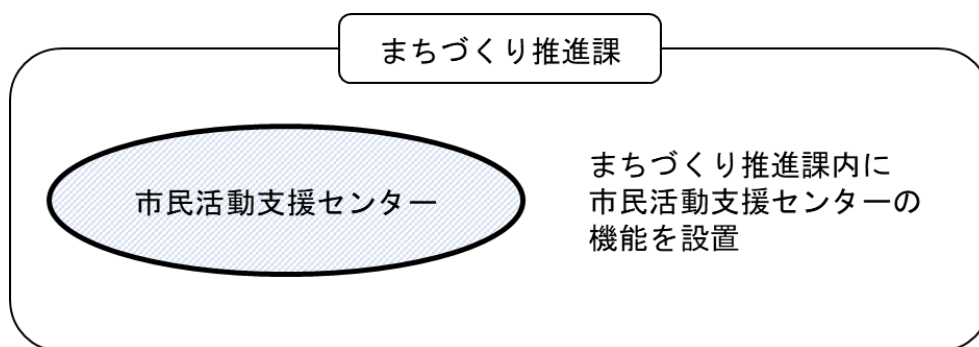
宮城県内の12市町に設置されている市民活動支援センターは、大半が施設を有しています。しかしながら、市民活動支援センターは地域の支援ニーズや特性に応じた支援体制の整備が重要であり、単に施設を設置するだけでは十分な効果を得られない場合があります。市民活動は多種多様であり、地域ごとに異なる課題や支援ニーズが存在するため、施設を有することが必ずしも最適とは限らないと考えられます。

### ■施設を有するメリット・デメリット

市民活動支援センターの施設を有するメリットとデメリットについては以下のとおりです。

|       |                                                                                                                                |                                                     |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| メリット  | <ul style="list-style-type: none"><li>・活動場所の提供</li><li>・コピー機、印刷機等の利用</li><li>・情報、交流の拠点</li><li>・Wi-fi、インターネット環境の整備</li></ul>   | 市民活動団体等におけるメリットが大きく、ハード面の支援に関するニーズに応えることができる。       |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"><li>・建設費用が膨大に発生</li><li>・管理運営コストが高い</li><li>・利用実績、効果が伸びにくい</li><li>・既存施設との棲み分けが難しい</li></ul> | 利用実績や効果が伸びにくいことを考慮すると、建設費用や管理運営コストなど、行政に係る負担は大きくなる。 |

### ■本市における市民活動支援センターの施設



「市民活動に関するアンケート調査」を見ると、市民活動支援センターに求められる機能の上位には「相談窓口の開設」、「助成金情報等の周知」、「研修会・講座の開催」が挙げられています。また、活動場所については、すでに自治センターや地区の公民館が担っており、一定程度確保できているものと考えられます。

このことから、市民活動支援センターについては、施設を設置するのではなく、機能のみの設置でも支援可能と考えられます。

施設の整備については、ソフト面の支援を推進したうえで、ハード面のニーズが高まってきた段階で再度検討を行います。

## 8. 市民活動支援センターの運営体制

市民活動支援センターの運営体制については、大きく分けると3パターンが想定され、①公設公営（直営）、②公設民営（業務委託又は指定管理）、③民設民営などの方法があり、それぞれに優れている項目と、劣っている項目があります。

| 項目           | ①公設<br>公営 | ②公設<br>民営 | ③民設<br>民営 | 特記事項                             |
|--------------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|
| 市民活動に関するノウハウ | △         | ○         | ○         | ①は担当職員の異動等により知識の積み重ねやスキルアップが難しい。 |
| 専門的相談・支援体制   | △         | ○         | △         | ②は知識と経験があるため、専門的な相談等も対応が可能である。   |
| 情報収集・発信      | △         | ○         | △         | ②は情報の蓄積がある。                      |
| 継続的な管理運営     | ○         | △         | △         | ①以外は継続性の担保がない。                   |
| 運営コスト        | △         | △         | △         | ①は人件費、②、③は委託料が高額になる傾向がある。        |
| 機動的なサービス改善   | △         | ○         | ○         | ②、③はニーズに合わせた対応をスピーディーに行える。       |
| 人脈・つながり      | ○         | △         | △         | ②、③は業務委託又は指定管理終了後、人脈やつながりを失う。    |

※「○」…優れている項目を表しています。

「△」…劣っている項目を表しています。

以上のとおり、検討を行った結果、②公設民営が最も優れている項目が多くなっています。しかしながら、市民活動支援センターの運営を委託できる団体の見通しが立たない現状に加え、本市では施設を有さず、支援機能を先行して設置することから、②公設民営の運営は難しい状況となっています。

そのため、施設の整備と同様に、ハード面のニーズが高まってきた段階で、運営体制についても、本市の実情に即したものとなるように検討を進めることとします。

上記のことを踏まえ、本市における運営体制は、①公設公営を基に運営することとし、会計年度任用職員を任用して運営を行う場合と、運営支援業務を委託し、専門知識を有するスタッフをまちづくり推進課に配置して運営を行う場合の、費用対効果を検討しました。

| 費用対効果                   | 費用（試算額）  |          |           | 効果<br>(得られるもの)                                                                                        |
|-------------------------|----------|----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                         | 令和7年度    | 令和8年度    | 令和9年度     |                                                                                                       |
| 直 営                     | 7,200 千円 | 7,300 千円 | 7,400 千円  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続性の担保</li> <li>・人脈やつながりの担保</li> <li>・各課との連携の図りやすさ</li> </ul> |
| 直 営<br>〔運営支援〕<br>〔業務委託〕 | 9,000 千円 | 9,500 千円 | 10,000 千円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識やノウハウを活かした効果的な支援</li> <li>・機動的なサービス展開、改善</li> </ul>       |

- ※直営
- 会計年度任用職員を2名任用し運営を行う。
  - 直営（運営支援業務委託） — 市民活動支援センター運営支援業務委託として、専門知識を有するスタッフ1名をまちづくり推進課に配置し運営を行う。

直営の場合、費用を抑えつつ継続的な管理運営が可能ですが、市民活動に関する専門知識や団体支援に関連するノウハウが不足しており、支援体制が整うまでに相当な時間がかかると考えられます。また、職員の異動などにより、これまでに蓄積した知識が十分に引き継がれないことが懸念されます。

一方、運営支援業務委託の場合、専門知識やノウハウを活かし、市民活動団体等の多様なニーズに対する効果的な支援が可能であり、スムーズな運営が期待されます。

「市民活動支援センター等実態調査」においても、スタッフの確保や育成が課題とされているなか、支援する側においても専門スタッフを確保し、ニーズに応える体制を整える必要があります。

このことから、本市における運営体制は、**運営支援業務を委託し**、専門スタッフを確保することで、スムーズかつ安定した支援体制の構築を進めます。

また、市職員も同時に支援に携わり、市民活動団体等と共にスキルアップできる体制づくりを進めます。

令和7年度については「市民活動に関するアンケート調査」で求める機能として回答が多かった「相談窓口の開設」、「研修会・講座の開催」、「助成金情報等の周知」を重点的に推進します。併せて、市民活動に関心のある市民活動団体等の掘り起こしや、団体同士のネットワーク構築を目的とした交流会の開催を予定しています。

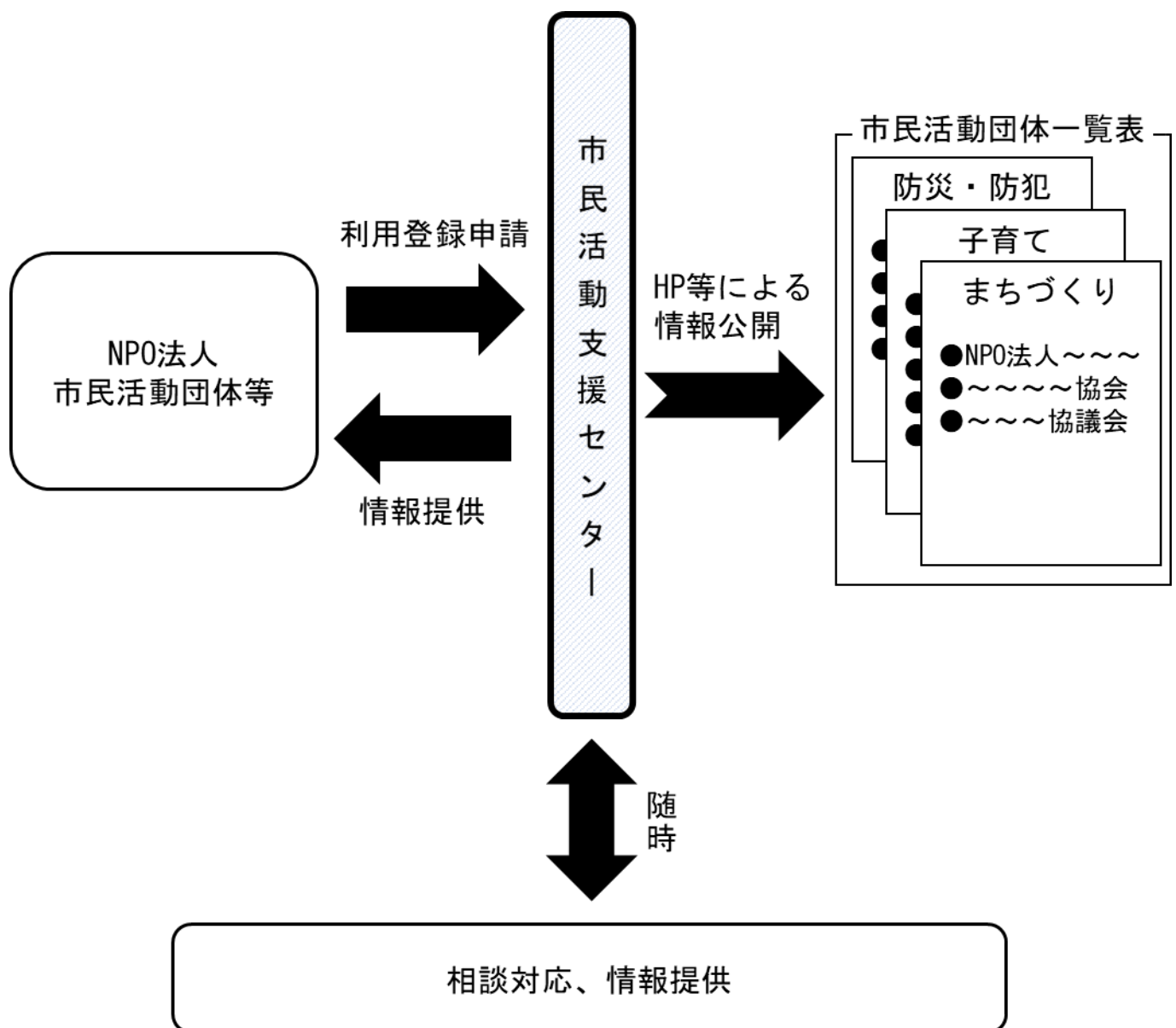
令和8年度以降については、前年度の支援状況を踏まえステップアップしていくための体制づくりを強化し、「市民力を発揮できる環境づくりの推進」を図っていきます。

## 9. 市民活動支援センターの利用登録制度

本市で活動する NPO 法人及び市民活動団体等につきましては、市民活動支援センターへの利用登録を促します。利用登録を行った団体には、市民活動に関する情報、研修会や講座の開催情報、助成金情報等の情報提供を行います。

併せて、新規会員の募集や団体の情報を広く周知するため、利用登録を行った団体の活動内容等を分野別に取りまとめ、「市民活動団体一覧表」として、市ホームページ等で公開を予定しています。

なお、相談対応や情報発信等に係る支援につきましては、利用登録の有無に関わらず支援を進めていきます。

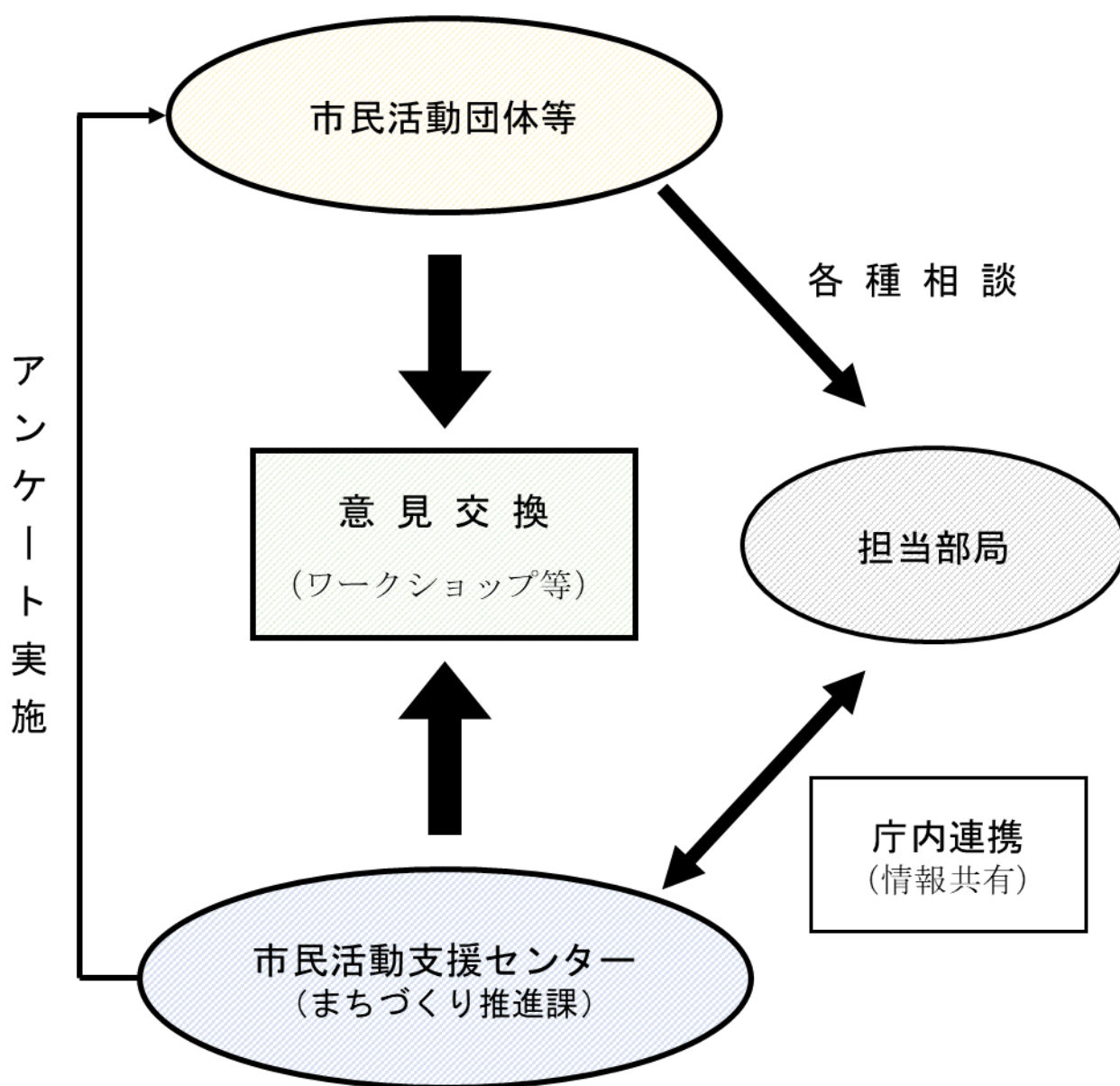


## 10. 市民活動支援センターの推進体制

市民活動支援センターは、市民と行政の協働のまちづくりを推進し、市民力咲き誇るまちづくりの実現を目指すため、市民活動団体等やその他関係機関と意見交換をする場を設けるなど、効果的な運営に努めます。

また、庁内においても、各担当部局における市民からの相談事項等を共有できるような体制づくりを行います。

そのほか、市民活動団体等にアンケートを実施し、本市の実情に則したセンターとなるよう適宜見直しを行い、市民活動の支援を推進していきます。







# 市民力咲き誇る。角田市

---

安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち

